

消防本部の事務分掌

消防 総務 係 課	総務係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 消防本部の組織、制度及び職務権限に関すること。 (2) 消防職員の人事に関すること。 (3) 秘書及び渉外に関すること。 (4) 消防事務の企画及び管理に関すること。 (5) 消防職員の教育訓練、研修及び観察に関すること。 (6) 公文書及び公印の管理に関すること。 (7) 消防史及び記録統計の編さんに関すること。 (8) 儀式及び交際に関すること。 (9) 消防年報の作成に関すること。 (10) 消防力の整備に関すること。 (11) 消防職員の任免、分限、服務、賞罰その他身分に関すること。 (12) 消防職員委員会に関すること。 (13) 消防機械器具及び消防施設の取得、管理及び処分に関すること。 (14) 消防長会に関すること(他の課の所管に係るものを除く)。 (15) 本部内の他の課の主管に属しないこと。
予 防 係 課	予防係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 危険物の規制に関すること。 (2) 少量危険物及び指定可燃物の規制に関すること。 (3) 液化石油ガス、高圧ガスの保安指導に関すること。 (4) 危険物施設等の査察計画及び実施に関すること。 (5) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第36条第1項各号に規定する設置の許可又は第37条の2第1項に規定する変更の許可の意見書交付に関すること。 (6) 予防運動の計画及び調整に関すること。 (7) 防災協会の育成指導に関すること。 (8) その他危険物等の火災予防に関すること。 (9) その他予防課の他の係の所掌に属さない事務の処理に関すること。
防 指 導 係 課	指導係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 建築同意事務に関すること。 (2) 建築物、工作物等の火災及び人命危険の予防措置に関すること。 (3) 防火管理者に関すること。 (4) 防火思想の普及宣伝に関すること。 (5) 防火査察計画及び実施に関すること。 (6) 自衛消防隊の育成指導に関すること。 (7) 違反防火対象物の処理に関すること。 (8) 消防用設備等の指導に関すること。 (9) 催物その他各種届出(予防課予防係及び警防課警防係の所管に係るものを除く)に関すること。 (10) 旅館、ホテルの意見書の交付に関すること。 (11) 防災処理の指導に関すること。 (12) 消防設備士会の育成指導に関すること。 (13) その他火災予防に関すること。

警 防 課	警 防 係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 警備隊の配置及び運用に関すること。 (2) 消防機械器具の整備及び管理に関すること。 (3) 車両等の燃料管理に関すること。 (4) 消防地理水利に関すること。 (5) 火災その他の災害の原因及び損害の調査に関すること。 (6) 被災証明に関すること。 (7) 機関員等の技術管理に関すること。 (8) 消防団に関すること。 (9) 消防の警備計画に関すること。 (10) 救助業務及び潜水業務に関すること。 (11) 消防相互応援に関すること。 (12) 緊急消防援助隊に関すること。 (13) 各種訓練に関すること。 (14) 宗像地区事務組合火災予防条例(平成19年宗像地区事務組合条例46号)第45条(第3号を除く。)に規定する各種届出に関すること。 (15) その他警防課の他の係の所掌に属さない事務の処理に関すること。
	通 信 指 令 係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 消防通信の業務に関すること。 (2) 消防通信施設の整備、保守管理及び計画に関すること。 (3) 気象観測及び記録に関すること。 (4) 通信統計及び通信情報に関すること。 (5) 火災警報に関すること。 (6) 庁内電話交換に関すること。 (7) 救急応需情報に関すること。 (8) その他通信業務に関すること。
救 急 課	救 急 係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 救急隊及び配置に関すること。 (2) 救急資器材の整備及び管理に関すること。 (3) 救急に関する行事の企画に関すること。 (4) 応急手当等の普及啓発に関すること。 (5) 患者等搬送事業者に対する指導及び認定に関すること。 (6) 救急病院等医療関係機関との連絡調整に関すること。 (7) 救急搬送証明に関すること。 (8) その他救急業務に関すること。